

政令第三百五十一号

割賦販売法施行令の一部を改正する政令

内閣は、割賦販売法（昭和三十六年法律第五百五十九号）第三十条の五の七、同条の規定により読み替えて適用する同法第三十条の二の四第一項、同法第三十五条の二の三第一項及び第三十五条の二の六第一項、同法第三十五条の二の十一第二項において準用する同法第十五条第二項並びに同法第四十条第三項、第四項及び第七項並びに第四十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十五条」を「第二十七条」に改める。

第六条中「第三十三条の二第二項」の下に「、第三十五条の二の十一第二項」を、「第三十二条第一項」の下に「、第三十五条の二の九第一項」を加える。

第二十三条を次のように改める。

（認定包括信用購入あつせん業者による契約の解除等の制限の特例に係る極度額の上限等）

第二十三条 法第三十条の五の七の政令で定める金額は、十万円とする。

2 法第三十条の五の七の規定により読み替えて適用する法第三十条の二の四第一項の政令で定める日数は、七日とする。

第三十五条中「第三十四条の二第三項及び第四項」を「第三十条の六第二項及び第三項、第三十四条の二第三項及び第四項、第三十五条の二の八第二項及び第三項、第三十五条の二の十四第三項及び第四項」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十四条中「クレジットカード等購入あつせん業者、立替払取次業者」を削り、同条第三号中「第十三条の五及び第三十四条第一項、同条第二項において準用する法第二十条第二項、法」を「第三十四条、」に改め、同条を第三十六条とし、第三十三条を第三十五条とし、第三十二条を第三十四条とする。

第三十一条第四項第九号中「に係る」を「及び登録少額包括信用購入あつせん業者に係る」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号中「に係る」を「及び登録少額包括信用購入あつせん業者に係る」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「に係るもの」を「及び登録少額包括信用購入あつせん業者に係るもの」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「に係るもの」を「及び登録少額包括信用購入あつせん業者に係るもの」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を

加える。

七 法第三十五条の二の十一第一項第十号に規定する体制の整備の状況（登録少額包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。）

第三十一条第四項第四号の次に次の一号を加える。

五 利用者支払可能見込額（法第三十条の五の四第一項に規定する利用者支払可能見込額をいう。第六項第四号において同じ。）の算定に関する事項

第三十一条第六項に次の一号を加える。

四 利用者支払可能見込額の算定に関する事項

第三十一条第十一項中「事項（）」を「事項は、次の各号（）」に、「第二号に掲げる者」を「第三号から第七号までに掲げる者」に、「に掲げる事項に限る。」は、「次のとおり」を（）に掲げるもの」に改め、同条を第三十三条とし、第三十条を第三十二条とし、第二十四条から第二十九条までを二条ずつ繰り下げ、第二十三条の次に次の二条を加える。

（登録少額包括信用購入あつせん業者が営む包括信用購入あつせんに係る極度額の上限）

第二十四条 法第三十五条の二の三第一項の政令で定める金額は、十万円とする。

(登録少額包括信用購入あつせん業者による契約の解除等の制限に係る催告の期間)

第二十五条 法第三十五条の二の六第一項の政令で定める日数は、七日とする。

附 則

この政令は、割賦販売法の一部を改正する法律（令和二年法律第六十四号）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。